

区域の区分	左記の区分に対応する規制基準（単位デシベル）		都市計画法による用途地域区分
	昼間 （午前8時から午後7時まで）	夜間 （午後7時から翌日午前6時まで）	
第1種区域	45	40	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
第2種区域(1)	55	40	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
第2種区域(2)	65	50	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域

次に掲げる区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの基準にかかわらず、同表に掲げるそれぞれの基準から5デシベルを減じた値とする。

(1) 第1種区域、第2種区域(1)及び第2種区域内(2)に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホームの周囲おおむね50メートルの区域

(2) 第1種区域に接する第2種区域内(2)の当該接する境界線から当該第2種区域(2)内へ50メートルの範囲内の区域（(1)に掲げる区域を除く。）